

令和5年5月29日

令和5年度『大都市水道局研修講師派遣制度』申込要領

本制度の主旨をご確認のうえ奮ってご利用ください。なお、本制度のご利用にあたつては下記事項にご留意ください。

1 制度の概要

この制度は全国の水道事業体等（日本水協本部・支部主催の研修会を含む）を対象とし、災害対応力の向上を図ることを目的に、被災地における応急対策活動等の経験者を中心に大都市水道局の職員を研修講師として派遣するものです。

※ Web開催等の相談にも応じますが、PC環境等の事情によりご希望に添えない場合があります。

2 実施期間

令和5年6月1日から令和6年2月29日まで

(1) 受付期間 令和5年6月1日から令和6年1月31日まで

(2) 派遣期間 令和6年2月29日まで

※ 研修実施希望日の1か月前までにお申し込みください。

3 研修内容

- (1) 被災地における応急対策活動等の経験談を中心とした研修を実施します。
- (2) 各講師派遣都市が事前に登録した研修を『研修メニュー一覧』として整理しています。
- (3) 『研修メニュー一覧』からご希望の研修を選択していただきます。
- (4) 研修は、下記の14項目から構成されています。

ただし、講師派遣都市側の状況により実施していない研修メニューがある場合があります。

- ①被災地での現地調整活動
- ②応急給水活動
- ③応急復旧活動（地震）
- ④応急復旧活動（風水害）
- ⑤火山対応
- ⑥災害査定
- ⑦求償費関係
- ⑧南海トラフ緊急提言※全般
- ⑨訓練企画
- ⑩風水害対策
- ⑪職員の防災意識向上の取組
- ⑫災害対策マニュアル
- ⑬フリープラン
- ⑭その他

※ 『南海トラフ緊急提言』は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）に掲載されています。「5 検討会事務局ホームページについて」をご覧ください。

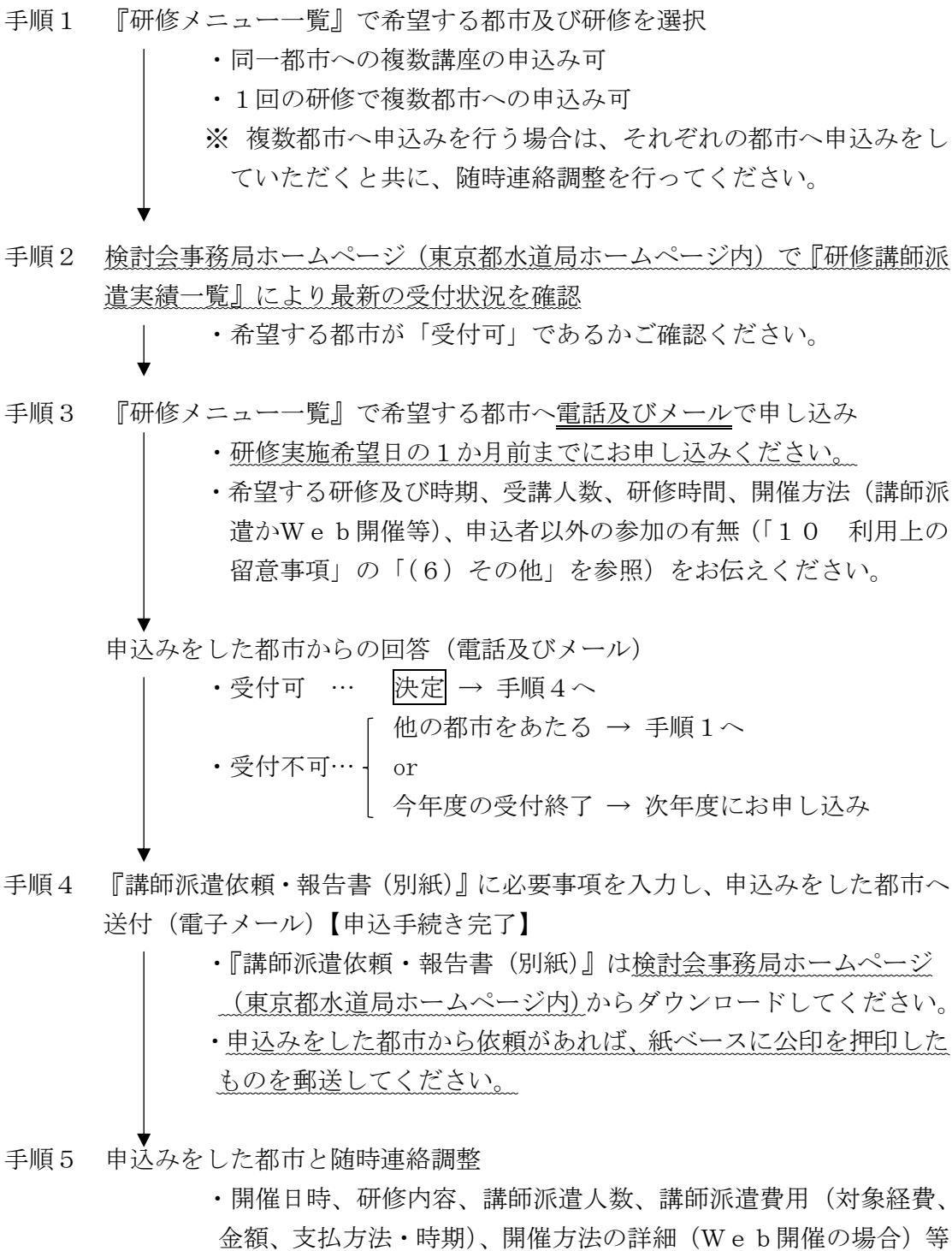
(5) フリープランとは

申込者との対話で研修内容を組み立てていくプランです。ただし、災害に関する内容に限ります。

※ このプランは、一部の都市が対応可能です。

対象都市を『研修メニュー一覧』でご確認のうえお申し込みください。

4 申込方法



5 検討会事務局ホームページについて

研修の最新受付状況、『講師派遣依頼・報告書（別紙）』（記入例を含む）、南海トラフ緊急提言は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）で公開されています。下記URLをご利用ください。

URL : <https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/>

6 実施回数

1都市2回程度研修講師を派遣します。(申込みは先着順に受付)

各都市の講師派遣可能回数は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）に掲載の『研修講師派遣実績一覧』でご確認ください。

7 研修開催方法

- (1) 「講師派遣」を基本としますが、Web開催等も選択可能としています。
- (2) Web開催の場合に使用するアプリ（Zoom、Teams等）や実施方法の詳細については、講師派遣都市とご相談のうえ、原則として受講都市が事前調整を行ってください。
- (3) 講師派遣都市と受講都市のPC環境等により、ご希望に添えない場合があることをご了承ください。
- (4) 最終的には、講師派遣側と受講都市の協議により決定させていただきます。

8 研修時間

申込みをする際には、研修時間1～2時間程度を目安にお申し込み下さい。
ただし、あくまでも目安であり、講師派遣都市とご相談ください。講師派遣都市の了解のもとで研修講師を派遣いたします。

9 実施の可否

次の場合には、申込みをいただいてもお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

- ① 実施回数が上限回数に達した場合
- ② 希望の時期に講師を派遣できない場合
- ③ 希望の内容に沿えない場合
- ④ その他の事情により講師派遣都市が訪問できないと判断した場合

10 利用上の留意事項

(1) 研修会場

研修を開催する会場は、受講都市等で用意していただきます。また、プロジェクター等の機材の準備、研修資料の印刷ほかの研修開催に必要な準備の対応をお願いすることがあります。詳しくは、講師派遣都市にご確認ください。

(2) 講師派遣費用

講師の派遣に係る旅費等の費用（遠方から講師を派遣する場合は宿泊費を含む場合があります。）は、研修を主催する水道事業体等で負担していただきます。申し込み時に派遣講師の人数、宿泊の有無等を講師派遣都市にご確認ください。なお、講師の宿泊場所は講師派遣都市が手配します。

また、研修を主催する水道事業体等の負担額、支払方法・時期等については、講師派遣決定後に講師派遣都市と研修を主催する水道事業体等の協議により決定されることになります。

(3) 講師への謝礼金

本制度は水道界の災害対応力の向上を目的としているため不要です。

(4) 研修受講者アンケート

研修終了後2週間以内に、研修受講者アンケートをとりまとめ、『アンケート集計表』に入力し、講師派遣都市に電子メールで送信してください。

集計様式は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）からダウンロードしてください。

なお、集計完了後のアンケート用紙は、廃棄していただいて結構です。

(5) その他

職員研修、近隣市町村との合同研修会など、様々な場面で活用していただければ幸いです。なお、水道事業体から委託を受けるなどにより水道事業に携わっている民間事業者が本制度に基づく研修会へ参加することは、講師派遣都市の了解のもと可能としますが、その場合は申込時（「4 申込方法」の手順3）に受講都市から講師派遣都市へ必ずお伝えください。

【お問い合わせ先】

大都市水道局大規模災害対策検討会

大都市水道局研修講師派遣制度 研修会事務局

堺市上下水道局 経営企画室 危機管理・広報広聴担当

電話 072 - 250 - 9208 担当：寺尾、道端